

## 令和8年度鳥取県災害時通信手段見直し業務仕様書

1 業務名称 令和8年度鳥取県災害時通信手段見直し業務

2 履行期限 令和9年2月26日(金)までとする。

ただし、本業務の成果物を基に発注者が令和9年度予算要求を行うため、受注者は令和8年10月30日までにヘリコプターテレビ電送システム(以下、「ヘリテレ」という。)もしくはヘリコプター搭載衛星通信システム(以下「ヘリサット」という。)(令和9年度当初要求予定事業)の概算事業費を発注者に提出するものとする。なお、計画策定に当たり、令和9年度予算要求の必要がなくなった場合は、中途の提出の必要はない。

3 業務内容

(1) 業務概要

受注者は、別添基本設計書に基づき、以下の業務を行い、報告書を成果物として納入するものとする。

ア 災害時通信手段見直し業務

情報通信システム更新に係る県防災行政無線利用システムの抽出を行い、本県の過去の災害発生状況及び災害時の体制等を勘案し、既設資料の結果を踏まえて、各システムの正副回線の見直し、多重無線利用システムの代替方法の検討、法的問題検討、技術的問題検討、関係機関との協議資料作成、全体事業概算事業費作成、照査を行うものとする。

【主要検討事項】

- (ア) 多重無線設備のネットワーク構成の見直し検討
- (イ) ヘリテレ更新(ヘリサット更新検討)
- (ウ) 一斉指令システム更新
- (エ) 5GHz帯無線LAN代替案
- (オ) 800MHz帯MCA無線(mcAccess)代替案
- (カ) 市町村等との通信手段多重化に関する検討

イ 基本計画策定

システム更新について、更新スケジュールおよび概算費用を算出し、基本計画を策定する。

なお、基本計画策定に当たっては、発注者と随時協議(電話、メール等による協議を含む。)を行って発注者の意図を十分反映させるものとし、必要に応じて複数のシステム案の比較結果を提示するなど、発注者が仕様決定する上で参考となる情報を的確に提供するよう努めるものとする。

(2) 本業務の対象施設

別添基本設計書資料1のとおり

(3) 全体事業期間

令和9年度から令和13年度

#### 4 配置技術者の資格要件

##### (1) 管理技術者

以下のいずれかの資格を有する管理技術者を配置すること。

ア 第1級陸上特殊無線技士（電波法（法律第131号）第40条第1項第4号イに規定する者）

イ 技術士法（法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、情報工学部門又は総合技術監理部門（選択科目は電気電子部門又は情報工学に限る。）とするものに合格した者

ウ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ資格試験のうち専門技術部門を電気電子とするものに合格し、その登録証の交付を受けている者

##### (2) 照査技術者

(1) と同様の資格を有する照査技術者を定め照査を実施すること。

#### 5 成果物

以下の成果物を納品すること。

##### 成果物及び提出部数等

成果物の名称		規格	部数	摘要
設計	報告書	A4判	1部	
図	打合せ記録簿	A4判	1部	
書	設計留意事項報告書	A4判	1部	
	電子納品	媒体は協議による	1式	

#### 6 その他

##### (1) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。

なお、電話、メール等による協議も同様に記録を作成すること。

ア 業務着手時

イ 各種比較検討の途中段階での中間報告

ウ 最終報告

##### (2) 適用基準等

ア 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。

イ 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。

ウ 適用基準は関係法令のほか、原則、以下の基準等による。なお、以下に記載の制定・発行年にかかわらず最新版が存在するものについては、当該最新版を適用する。

■ 設計業務共通仕様書（鳥取県県土整備部・最終改定：平成28年10月10日）

■ 電気通信施設設計業務積算基準（国土交通省・令和6年3月）

■ 土木請負工事工事費積算基準（電気通信編）（国土交通省・令和8年2月）

■ 電気通信施設設計要領（電気編）（国土交通省・令和3年3月）

■ 電気通信施設設計要領（通信編）（国土交通省・令和4年3月）

■ 電気通信施設設計要領（情報通信システム編）（国土交通省・令和3年3月）

- 電気通信施設設計業務共通仕様書（国土交通省・令和8年3月）
- 電気通信施設詳細設計照査要領（案）（国土交通省・平成31年3月）
- 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省・令和8年3月）
- 鳥取県公共建築工事積算基準（鳥取県総務部）（令和7年9月4日）
- 官庁施設の総合耐震、対津波計画基準（平成25年3月29日）
- 建築設備計画基準（令和6年版）
- 建築設備設計基準（令和6年版）
- 建築設備設計計算書作成の手引（令和6年版）
- 公共建築工事標準仕様書[電気設備工事編]（令和7年版）
- 公共建築改修工事標準仕様書[電気設備工事編]（令和7年版）
- 公共建築設備工事標準図[電気設備工事編]（令和7年版）
- 電気設備工事監理指針（令和7年版）
- 建築設備工事設計図書作成基準（令和6年版）
- 建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）
- 公共建築工事積算基準（令和6年5月版）
- 公共建築工事標準単価積算基準（令和7年版）
- 公共建築設備数量積算基準（令和7年版）
- 公共建築工事共通費積算基準（令和7年版）
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）・同解説（平成30年版）
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（平成26年版）

(3) 資料の貸与及び返却

本業務の履行に当たっては、下記の資料を貸与することを想定しているが、必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。

- 既存システムの完成図書類

(4) 本件業務を再委託に付する場合、原則、適切に履行することのできる技術者及び管理体制を県内に有する者（県内に本店を有する者又は鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年度鳥取県規則第76号）別表第5右欄に定める条件その他適切に履行することができる条件を具備している者）と契約しなければならない。ただし、適切に履行できる技術者及び管理体制を県内に有する者がいない等の理由で、発注者が認めた場合は、この限りではない。